

○立川市学校給食用材料調達事務要綱

平成11年 9 月 1 日教育委員会要綱第 1 号

改正

平成23年10月31日教育委員会要綱第15号

平成25年 4 月 1 日教育委員会要綱第15号

平成27年12月25日教育委員会要綱第55号

平成29年 4 月 1 日教育委員会要綱第20号

令和 5 年 2 月 1 日教育委員会要綱第 2 号

令和 7 年 2 月 1 日教育委員会要綱第 3 号

立川市学校給食用材料調達事務要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、安全で衛生的かつ良質な学校給食用材料（以下「食材料」という。）を円滑に調達するために必要な事項を定めることを目的とする。

(調達)

第 2 条 食材料の調達は、別に定める食材料の規格に基づき、見積合せにより決定するものとする。

(指定の申請)

第 3 条 見積合せへの参加を希望する者は、別に定める方法により食材料を納入する事業者（以下「食材料納入事業者」という。）の指定の申請をするものとする。

2 前項に規定する指定の申請を受けたときは、速やかに可否を決定し、学校給食用材料納入事業者指定通知書（第 1 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(見積合せ)

第 4 条 見積合せは、別に定めるところにより、前条第 2 項の規定により指定を受けた者（以下「登録事業者」という。）が食材料の見積書を提出することにより行うものとする。

2 見積合せの実施に当たっては、市内産の生産物及びこれを原材料とした加工品を優先するものとし、姉妹都市（日本国内にあるものに限る。）産の生産物及びこれを原材料とした加工品を優先することができる。

3 教育委員会は、見積合せにより食材料の購入を決定した登録事業者（以下「購入決定事業者」という。）に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(契約)

第 5 条 購入決定事業者は、市長と学校給食用の食材料の提供に係る契約を締結するものとする。

(発注)

第6条 教育委員会は、前条の規定により契約を締結した購入決定事業者（以下「契約事業者」という。）に対して、食材料の納入の日時及び場所、給食の提供日、食材料の数量等を明記した発注書（以下「発注書」という。）を、別に定める日までに送付することにより、食材料の発注を行うものとする。

(納入)

第7条 契約事業者は、食材料の納入に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 発注書に記載された食材料の数量を確実に納入するものとし、発注書を受領した後に、教育委員会から食材料の数量の変更に係る依頼があった場合は、可能な範囲で対応すること。
- (2) 教育委員会が発注書により指定した日時及び場所に、食材料を確実に納入すること。ただし、やむを得ない事情により指定した日時及び場所に納入ができない場合は、直ちに教育委員会へ連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 別に定める食材料の規格に適合した食材料を納入すること。
- (4) 食材料を納入する際に納品書を提出するものとし、納品書には、事業者名、品名、納入日、数量及び金額を必ず記入すること。

(請求)

第8条 契約事業者は、学校給食用材料請求書（第2号様式）により、食材料を納入した日の属する月の翌月末までに、1月分の食材料費をまとめて請求するものとする。

(安全衛生管理)

第9条 教育委員会は、登録事業者に対し、学校給食の目的、意義等の周知を図るとともに、別に定めるところにより、食材料の安全衛生管理を徹底するものとする。

(登録の取消等)

第10条 登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第3条第2項の規定による指定の決定（以下「登録」という。）を取り消すことができる。

- (1) 故意又は重大な過失により、次のいずれかに該当し、安全で衛生的かつ良質な食材料の円滑な調達に支障が生じたとき。
 - ア 市が発注した食材料を、同月中に6回以上納入できなかったとき。
 - イ 登録事業者が納入した食材料（以下「納入食材料」という。）につき、納入時の検査（以下「検収」という。）における規格の不良、食材料の状態の異常等の判明が、同月中に3回以上あったとき。

ウ 納入食材料につき、検収後における規格の不良、食材料の状態の異常等の隠れた欠陥の判明が、同月中に 3 回以上あったとき。

エ 食材料の調達に支障が生じる状況を把握していたにもかかわらず、教育委員会への連絡及び教育委員会からの指示への対応を怠ったことが、1 年度につき 3 回以上あったとき。

(2) 登録事業者が製造した食材料が原因で食中毒若しくはこれと同様の事故を発生させたとき又は納入食材料が原因で食中毒若しくはこれと同様の事故を市内の学校給食で発生させたとき。

(3) 次項各号のいずれかに登録期間中 3 回以上該当したとき。

2 登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、6 か月を限度とした見積合せへの参加停止若しくは契約品目の納入停止又は第 5 条の規定による契約の解除を行うことができる。

(1) 軽微な過失により、前項第 1 号アからエまでに掲げる事項のいずれかに該当し、安全で衛生的かつ良質な食材料の円滑な調達に支障が生じたとき。

(2) 他の自治体で実施する学校給食において食材料納入事業者の登録の取消しを受けた場合であって、当該取消事由が登録事業者としてふさわしくないと認められたとき。

(3) 他の自治体で実施する学校給食において、納入食材料を原因とする食中毒又はこれと同様の事故を発生させたとき。

(4) 不法行為、不正な行為等を行なったこと又は行うおそれがあることにより、登録事業者としてふさわしくないと認められたとき。

3 前 2 項の規定により登録を取り消し、見積合せへの参加若しくは契約品目の納入を停止し、又は契約を解除するときは、学校給食用材料納入事業者指定取消等通知書（第 3 号様式）により、登録事業者に通知するものとする。

4 第 1 項の規定により登録の取消しを受けた者は、次期の見積合せに係る登録事業者の指定の申請をすることができない。

（食材料の調達の特則）

第11条 第 2 条から第 7 条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる食材料を調達するに当たっては、この要綱の規定による指定の申請、登録、見積合せその他の手続を省略し、当該食材料を提供する者から調達することができる。

(1) 教育委員会から市内の農業者に生産を依頼している市内産の食材料

(2) 地産地消の推進の観点より教育委員会に無償で提供される市内産の食材料

(3) 東京都学校給食用牛乳供給事業により調達する飲用牛乳

(4) 公益財団法人東京都学校給食会から調達する食材料

- (5) その他教育委員会教育長が必要と認める食材料
(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月1日)

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月31日教育委員会要綱第15号)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日教育委員会要綱第15号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日教育委員会要綱第55号)

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日教育委員会要綱第20号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月1日教育委員会要綱第2号)

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に提供する学校給食に係る食材料を調達したものについて適用し、同日前に調達したものについては、なお従前の例による。

- (1) 立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校、立川市立新生小学校及び立川市立若葉台小学校 令和5年4月1日

- (2) 立川市立学校設置条例(昭和38年立川市条例第66号)別表に定める前号に掲げる小学校以外の小学校及び中学校 令和5年8月1日

附 則 (令和7年2月1日教育委員会要綱第3号)

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）
第 1 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 号 日

殿

立川市長

印

学校給食用材料納入事業者指定通知書

次のとおり、学校給食用材料納入事業者として指定します。

1 指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
2 指 定 番 号	
3 見積合せ 参加食材料	
4 指 定 条 件	

第2号様式 (第8条関係)
第2号様式 (第8条関係)

学校給食用材料請求書

立川市長 殿

税額 8%	別紙請求書計（税抜）								
	消費税額								
税額 10%	別紙請求書計（税抜）								
	消費税額								
合 計 金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

別紙明細書のとおり、西調理場・東調理場（小）・東調理場（中） 月分代金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

所在地

氏 名 印

第 3 号様式（第10条関係）
第 3 号様式（第 10 条関係）

第 年 月 号 日

殿

立川市長



学校給食用材料納入事業者指定取消等通知書
（登録取消・見積合せ参加停止・契約の解除・契約品目納入停止）

次のとおり、決定したので通知します。

1 登録取消	年月日	年 月 日
	理由	
2 見積合せ 参加停止	期間	年 月 日～ 年 月 日
	理由	
3 契約の解 除	該当 契約	
	理由	
4 契約品目 納入停止	期間	年 月 日～ 年 月 日
	理由	
	品目	